

伊勢原市風水害届出避難所登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害が発生し、又は発生のおそれのある場合において、伊勢原市地域防災計画に記載する広域避難所、臨時避難所、帰宅困難者一時滞在施設及び福祉避難所とは別に、自治会が自ら管理する集会所等（以下「施設」という。）を避難所として開設及び自主運営するために市の登録を受けることに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において届出避難所とは、自治会が自主的に開設し、運営する避難所として、第4条第2項の規定により登録を受けた施設をいう。

(届出避難所の登録要件)

第3条 届出避難所は、風水害から住民等の生命、身体を保護することができる立地等を有し、次の各号のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 浸水想定区域外にあること。
- (2) 土砂災害特別警戒区域外にあること。
- (3) 倒壊等の危険がないと認められる施設であること。

(登録申請等)

第4条 施設を届出避難所として登録しようとする自治会は、届出避難所登録申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、登録の可否を決定し、その旨を届出避難所登録結果通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 届出避難所を管理する自治会（以下「管理者」という。）は、登録内容に変更があったときは、届出避難所変更届出書（第3号様式）により市長に届け出るものとする。

(登録の廃止)

第6条 管理者は、登録を廃止しようとするときは、届出避難所廃止届出書（第4号様式）により市長に届け出るものとする。

(登録の取消)

第7条 市長は、届出避難所の登録後、当該届出避難所周辺の環境の変化、浸水想定区域の指定その他の事情の変化により第3条に規定する要件を欠くに至った場合又は前条に規定する届け出があった場合は、当該届出避難所の登録を取り消すことができる。

(開設・運営及び費用負担)

第8条 届出避難所は、管理者が自主的に開設及び運営することとし、市は職員の派遣を行わないものとする。

2 届出避難所の開設及び運営に係る経費は、管理者の負担とする。

(市長への報告)

第9条 管理者は、届出避難所を開設したときは、その旨を市長に報告するものとする。

2 管理者は、届出避難所に避難した者があったときは、その人数等を市長に報告するものとする。

3 管理者は、届出避難所を閉鎖するときは、その旨を市長に報告するものとする。

る。

(事故等の損害賠償等)

第10条 届出避難所の運営又は利用に伴う事故等によって生じた損害については、市はその責を負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和2年9月7日告示第105号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第54号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

届出避難所登録申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

(申請者) 自治会名 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

届出避難所 とする施設	名 称	
	所 在 地	
	建物の構造	造 階建
	収容人数	
届出避難所 の運営等	開設基準	
	開設時の 周知方法	

【記入上の注意点】

- ・建物構造は、木造、鉄筋コンクリート造等の構造及び階数を記入してください。
- ・収容人数は、収容スペースの面積（平方メートル）を2で割った人数としてください。
- ・開設基準及び開設時の周知方法は、具体的に記入してください。
- ・申請する施設の平面図及び位置図を添付してください。

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長

届出避難所登録結果通知書

伊勢原市風水害届出避難所登録要綱第4条の規定により、登録の可否を次のとおり通知します。

- 1 届出避難所として 認定する
 認定しない（理由）

- 2 届出避難所の施設名

（事務担当は、 ）

第3号様式（第5条関係）

届出避難所変更届出書

年 月 日

伊勢原市長 殿

(届出者) 自治会名 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

届出避難所	名 称	
	所 在 地	
変更内容		

第4号様式（第6条関係）

届出避難所廃止届出書

年 月 日

伊勢原市長 殿

(届出者) 自治会名 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

廃止する 届出避難所	名 称	
	所 在 地	
廃止理由		